

特定教育・保育施設等における 「食」のマニュアル



令和3年6月

大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課

はじめに

特定教育・保育施設等における給食は、豊かな人間性を育むとともに、楽しく食べる体験を通して、食への関心を高めるなど、乳幼児期のこどもにとっては極めて重要な役割を担っています。大阪市こども青少年局では、平成24年3月に厚生労働省が作成された「保育所における食事の提供ガイドライン」を参考に、『保育所における「食」のマニュアル』を改訂及び関係施設へ配付を行い、新制度の施行等に伴い改訂を重ねてきました。

また、令和2年2月に本市認可保育施設において、1歳2か月の児童の給食中の誤嚥死亡事故が発生し、「こども・子育て支援会議 教育・保育施設等事故検証部会」において、事故の発生した要因の分析および再発防止策の検証が行われました。再発防止に向けた提言の中に、「施設長、保育士、調理員（栄養士を含む）の役割を明確にし、組織で取組む給食管理体制を確保すること」、「給食について、定期的に関係職員による情報共有を図るとともに、施設全体で評価を行い、食事提供に係る業務の改善に努めること」、「食物誤嚥のリスクを認識して食事の提供・援助を行うこと」が示されました。

これらをふまえ、関係法令等の改正内容や誤嚥防止の留意点を明記するとともに、栄養管理から食事提供、食育の推進、災害時等の危機管理を含め、保育施設の給食運営に必要な資料等を拡充し、内容の大幅な見直しを行いました。特定教育・保育施設等の各施設において、食事の提供、食育の推進にあたりご活用ください。

また、本書作成にあたっては、大阪青山大学 藤原政嘉名誉教授よりご助言いただきました。

目次

1 給食管理 P.1

- 1 給食管理の意義
- 2 給食管理の体制づくり
- 3 PDCA サイクルに基づいた給食管理
- 4 栄養管理の実際
- 5 給食日誌
- 6 誤嚥による窒息を予防するためのポイント

2 衛生管理 P.24

- 1 衛生管理とは
- 2 調理従事者等の衛生管理
- 3 手指衛生（手洗い、手指消毒）
- 4 施設・設備の衛生管理
- 5 日々の衛生管理の流れ（原材料受け入れ～作業終了後まで）
- 6 保存食
- 7 連携施設等への配送
- 8 食中毒
- 9 食品衛生法の改正に伴う変更について

3 食育の推進 P.41

- 1 食育とは
- 2 施設における食育
- 3 地域との連携
- 4 食育用媒体について

4 危機管理 P.47

- 1 災害時の給食管理
 - 2 備蓄食品の整備
 - 3 災害時の衛生管理
- 【コラム】災害発生に伴う栄養・健康問題

5 資料集 P.53

- 1 様式
- 2 資料

【本書内の表示について】

ポイントを記載しています

大阪府が作成している手引きや資料を記載しています

通知・ガイドラインを記載しています